

◇大阪市職員就業規則の一部を改正する規則

- 1 始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができるとにしました。
- 2 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための特別休暇を取得することができる期間を改めることにしました。
- 3 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)